

審 査 基 準 整 理 票

| | | | |
|---|---|---|-------|
| 処 分 名 | 社会福祉法人立の養護老人ホーム等の廃止、休止、入所定員の増減の認可 | | |
| 根 拠 法 令 名 | 老人福祉法 (昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号) | (条項)第 1 6 条第 3 項 | |
| 基 準 法 令 名 | 老人福祉法 (昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号) | (条項)第 1 6 条第 4 項にお いて準用する第 1 5 条第 6 項 | |
| | 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (昭和 4 1 年厚生省令第 1 9 号) | | |
| | 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 1 1 年厚生省令第 4 6 号) | | |
| 所 管 部 署 | 健康保険部 | 健康長寿課 | 高齢福祉係 |
| 標 準 処 理 期 間 | 6 0 日 | 法定処理期間 | — 日 |
| <p>【審査基準】 ・文書の名称【 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成 12 年老発第 307 号厚生省老人保健福祉局長通知) 】</p> <p>【 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について (平成 12 年老発第 214 号厚生省老人保健福祉局長通知) 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[社会福祉法人立の養護老人ホーム等の廃止、休止、入所定員の増減の認可に係る審査基準]</p> <p>社会福祉法人立の養護老人ホーム等の廃止、休止、入所定員の増減の認可に係る審査基準は、老人福祉法第 16 条第 4 項において準用する第 15 条第 6 項の規定、上記基準法令名の欄に掲げる厚生省令及び上記文書の名称の欄に掲げる通知に定める基準に適合することを基準とする。</p> <p>なお、当該厚生省令及び通知は、担当課において備え置く。</p> | | | |

参 考

[根拠法令]

老人福祉法

(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加)

第十六条 1～2 略

3 社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加について、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第十五条第六項の規定は、前項の規定により社会福祉法人が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員の増加の認可の申請をした場合について準用する。

[基準法令]

老人福祉法

(施設の設置)

第15条 1～5 略

6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域(介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。